

浜松市ヨット協会 ハーバー会員規約 (ヨットハーバー使用規 改訂3 H29, 10, 23 鈴木章
作成H13, 02, 13 鈴木章)

＜ハーバー運営＞浜松市ヨット協会において、常任理事会とその内部組織としてハーバー事務局を組織し、
ハーバー事務局とハーバー会員とにおいて管理運営をする。

ハーバー事務局は、浜松市ヨット協会理事長が統括し、事務局長と事務局員の3名にて
年間計画の立案と実施・運営管理等を決定推進する。但し、年度の開始・末には常任理事会
にて年度計画・実績報告を事務局長がする。

(1) 会員とは : 浜松市ヨット協会(以下協会と表現する)の役員(常任理事以上で以下役員と表現)及び
静岡県ヨット連盟の理事長・事務局長を県連代表会員、ホンダヨット部を当ハーバー運営
の協力団体として役員会員扱いとする。以上を役員会員とする。

また、協会ヨット愛好者(協会メンバーズ)として入会登録された者とする。

* 会員 . . . 役員会員、協会メンバーズ(個人会員)

(2) 入会 : 浜松市ヨット協会の役員、静岡県ヨット連盟の理事長・事務局長は自動的に入会となる。

また、前記役員の改正時には改正後の役員と入れ替えとなる。

協会メンバーズは、浜松市ヨット協会のハーバー管理事務局に会費・及び保管料(艇保管者)の納付と
入会申込書の提出により、ハーバー管理事務局及び協会理事長の加入承認を得た者を会員とする。

(3) 会費 : ハーバー会員は、下記 入会金・年間会費(及び艇保管者は艇保管料)を協会に納める事で
年間会員とする。但し、役員の入会金・年間会費(艇保管者・ホンダヨット部を除く)は無しとする。

会員区分		入会金 (1名につ き) 初年	年間会費 (1名につ き)	年間保管料 (1艇につ き)	入金及び会員期間、その他
役員	①艇保管無し	0	0	—	*入金は各年の3月01日～末日 *会員期間は当年の4月 ～ 次年3月末とする。 退会時の返金は無し
	②艇保管者	5000	8000(ヨット) 10000(WIND)	17000(S) 22000(W) 10000(WIND)	
メン バーズ (個人)	③艇保管無し	5000	8000(ヨット) 10000(WIND)	—	*当年の11月以降の途中入会は会 費は半額とする。
	④艇保管者	5000	8000(ヨット) 10000(WIND)	17000(S) 22000(W) 10000(WIND)	*ヨット会員はウインドサーフィンの持ち込み は禁止。ウインドサーフィン持込みの場合 はウインド会員に変更する。
団体会員					ホンダヨット部は約100坪の占有地にて 年会費150,000にて部室設置、艇保 管を認める。

(注) S…シングルハンダー艇、W…スループ・カタマラン艇、WIND…ウインドサーフィン

(4) 会員のハーバー利用範囲 : 会員のハーバー利用範囲は下記とする。

会員区分	ハーバー施設	協会所有ヨット艇	協会所有運営船	有料ロッカー
役員	①	○各会員当日1艇のみ、 但しメンバーズを優先とする。	○但し、レース運営にて使用 する場合は不可とする。 及び 4級免許保持者の み	各ロッカー年間 2,000円にて貸 与する。但し設 置台数がある為 、先着順とする。
	②			
メン バーズ 団体会員	③④	○各会員当日1艇のみ、但し当 日の乗艇不足が発生した場 合は先着順とする。	× ・運営船の使用は、 安全管理及び保守管理面より 一般メンバーのレジャーでの使用は 不可とする。ただし、非常時の レスキュー等が発生した場合は、 例外とする。	
	⑤	○各会員当日1艇のみ、但し当 日の乗艇不足が発生した場 合は③を優先とする。		

(注)*ハーバー施設とは、会員室・トイレ・シャワー・水道・駐車場とする。

会員区分		協会備品庫	レース運営備品	協会所有新・中古部品	協会所有工具類
役員	①	○	○	○但し、個人艇に使用する場合は有償とする。	○
	②				
メンバーズ	③	×	×	△但し、個人艇に使用する場合は、役員に許可をとり有償にて使用する。	△基本的には個人工具の使用とする。但し、暫定的に借用する場合は役員の許可を得る事
	④				
団体会員	⑤	×	×		

(5) 艇保管者の保管方法

1. 船台・オーニング・固定クイ等の艇保管備品は各自にて手配する事。
2. 偽装品等は基本的にオーニング内にて保管のこと。又 貴重品に関しては持ち帰りの事。
3. 協会休憩室・シャワー室・備品室・ウインド保管庫等のハーバー敷地内において個人物品等は個人ロッカーおよび個人艇(及びウインド)保管場所以外には絶対に保管しない事。又、各自の当日の着替え物等は、当日のみ保管は認めるが、帰宅時には全て持ち帰る事。
4. 艇の整備等においては、自らの工具・備品を使用し、他会員の工具・備品等を勝手に使用しない事。

(6) 各設備の施錠

1. 各自 当ハーバー施設の当日利用者で最終帰宅者は、**休憩室・シャワー室・トイレ・ウインド保管庫等の全ての施設の施錠、及び 電気・水道の元栓**を閉じて帰宅の事。

(7) 等施設の保守保管について

1. 当施設の保守保管は、浜松市ヨット協会会員<当規約(1)会員とは>の自らの手にて管理する。
2. 当施設の行事(浜名湖クリーン作戦・各施設の拡充工事等)には、極力都合がつくかぎり参加する事。
3. 当施設の各設備に関し、勝手に改造・撤去・移動等をしない事。(理事長・事務局の確認をえる事)
4. 当施設の保守・拡充・年間経費等の管理は、浜松市ヨット協会事務局とハーバー事務局とを別管理とするが、収支過程での連携 及び 年度始末の予算作成・実績報告においては一括報告とする。
5. 当施設、及び協会所有艇の利用に当って破損、紛失した場合は、各自の責任において復元する事

(8) 当施設内での盗難・災害について

1. 当施設は管理人・監視人の設置はありません、よって いかなる盗難・災害においても、各自の責任とする。浜松市ヨット協会の全ての役員 及び 関係者においては責任はとれません。

(9) 当ハーバー年間行事計画にあたって各会員員への協力依頼において

1. 各会員は当ハーバー事務局より、ハーバー年間行事において協力依頼がある場合は極力都合をつけ協力参加をする事。(例、浜名湖クリーン作戦・各浜名湖のヨットレースでのUBLC運営担当レースetc.)

(10) 当規約の違反について

1. 規約違反とおもわれる行為をした会員は、当協会理事会において協議し、重大な規約違反と判断された場合は、当規約違反者は判定月の翌月末までに当会員は脱会するものとする。